

【ごあいさつ】



日本赤十字社福島県支部
支部長 内堀 雅雄

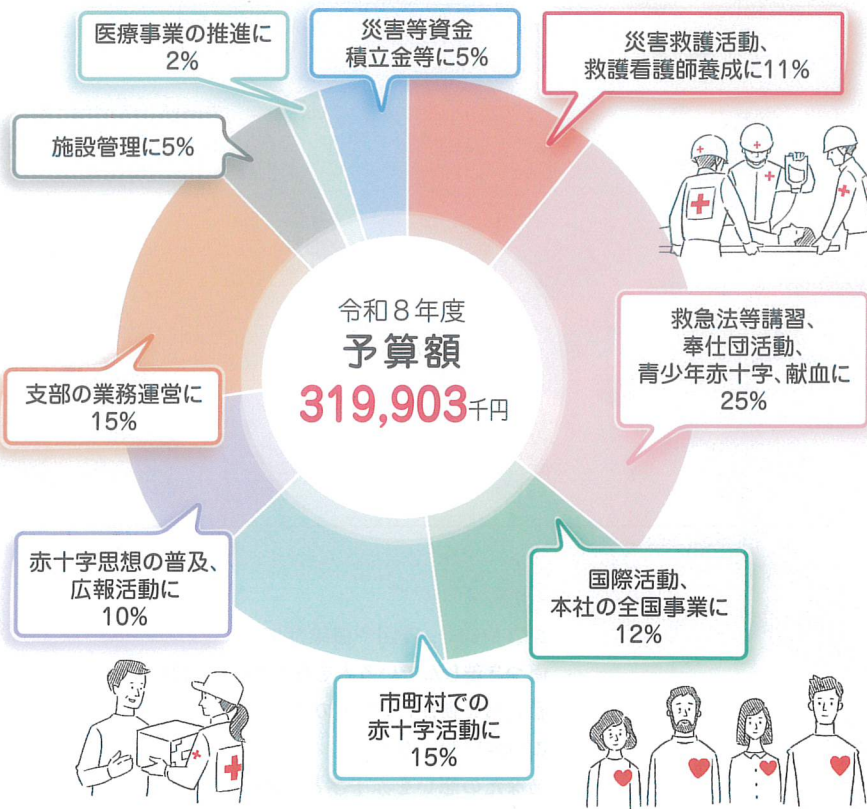
県民の皆さまには、日頃から日本赤十字社の活動に対し、温かいご支援を賜り心から感謝申し上げます。
昨年も大規模な山林火災や台風等による大雨、12月の青森県沖地震などにより、甚大な被害が全国各地で発生しました。日本赤十字社では、被災地での医療救護活動やこころのケア活動、救援物資の配付、義援金の受付など被災者支援に取り組んでまいりました。

また、昨年開催された大阪・関西万博では、「国際赤十字・赤新月運動館(赤十字パビリオン)」に31万人を超える方々が来館され、世界各地で続く紛争や災害で苦しむ人々に寄り添う赤十字の理念や活動に多くの共感と励ましをいただきました。

日本赤十字社は令和9年5月に創立150周年を迎えます。本支部といたしましては、150周年に向け、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という日本赤十字社の使命が果たせるよう、多発する自然災害での救護に備え各種救護訓練に力を注ぐとともに、地域防災力の向上につながる防災・減災セミナーや高齢社会に対応するための健康生活支援講習などの事業を一層推進してまいります。

このような赤十字の事業・活動は、県民の皆さまからお寄せいただいた善意の活動資金により支えられております。今後とも皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。
令和8年4月

皆さまからお寄せいただいた活動資金は、
様々な事業に活用されます。



※赤十字病院、血液センターは施設ごとの会計になっており、この予算には含まれておりません。

あなたのご寄付でできること

3,000円 ▶ 毛布 /1枚

避難所での生活に不可欠な毛布を1人分届けられます。



5,000円 ▶ 緊急セット /1セット4人分

避難先での生活にあると便利なマスク、ウェットティッシュ、ラジオ、懐中電灯、歯ブラシなどが一式収納された「緊急セット」を1セット(4人分)備えることができます。



62,000円 ▶ 心肺蘇生訓練人形 /1体

日本では、6分に1人が心臓突然死で亡くなっています。救急隊に引き継ぐまでの間に、心肺蘇生とAEDを用いた一次救命処置を行うことで、より多くの命を救うことができます。突然の心停止に陥った人を救う「心肺蘇生」・「AED」を学ぶための各種教材を準備することができます。



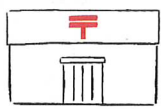
72,000円 ▶ AEDトレーナー /1台

日本赤十字社
9つの事業

- 国内災害救護
- 医療事業
- 看護師等育成事業
- 血液事業
- 国際活動
- 社会福祉事業
- 救急法等の講習
- 赤十字ボランティア
- 青少年赤十字

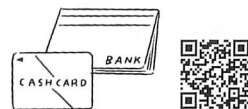
お住まいの地域でのご協力のほか、次の方法でもご寄付を受け付けています

銀行・郵便局窓口で



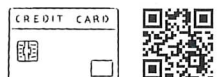
専用の振込用紙(振込手数料無料)をお送りいたしますので、お電話(組織振興課: 024-545-7998)または福島県支部ホームページ内お問い合わせフォームよりご連絡ください。

口座引き落としで



2次元コードより申込書をダウンロードし、必要事項ご記載のうえご郵送ください。ご寄付の頻度(毎月・年1回など)や引き落とし月がお選びいただけます。

クレジットカード・Amazon Pay・PayPayで



2次元コードからの登録により、クレジットカードやAmazon Pay、PayPayでご寄付いただけます。ご寄付の頻度(毎年・毎月・今回のみ)がお選びいただけます。

スマホアプリで



2次元コードよりスマホアプリをダウンロードして、ご本人様の情報を入力後、募金アイコンから日本赤十字社へご寄付いただけます。

遺贈や相続財産によるご寄付も承っています



日本赤十字社に寄付した財産は、相続税がかかります。ご案内のパンフレットをお送りしておりますので、組織振興課までお問い合わせください。

赤十字活動資金のつかいみち

皆さまからのご寄付は、災害救護活動をはじめ、苦しむ人を救うさまざまな活動に大切にに使わせていただいています。

皆さまからのご寄付
(赤十字活動資金)



災害救護訓練



救援物資の備蓄



ボランティアの育成



災害時はもちろん、日頃から地域で活躍する「赤十字奉仕団」が県内全市町村に結成されています。福島県では9,500名を超える団員が活動をしています。

1 2 3
平時の備え

災害時に迅速に対応するため、災害救護訓練、資機材の整備、ボランティア育成等を行っています



災害発生

日本赤十字社が総力をあげて対応



被災地へ出発



主な救援物資



緊急セット 安眠セット 毛布

4 被災地での活動

様々な機関と連携しながら救護活動を展開します



救援物資の配布



医療救護

医療ニーズに合わせ、救護所の設置や巡回診療を行います



血液製剤の供給

全国の血液センターが連携し、血液を安定的に供給します



奉仕団による炊き出し



こころのケア



医療救護班や救援物資は、陸・海・空、様々な手段で被災地へ



全国の赤十字が連携し、被災地へ向けて職員を派遣します



ボランティアと共に必要な物資を準備



青少年赤十字(JRC)は「気づき・考え・実行する」を態度目標に、思いやりや優しさ、主体性を育むことを目的として学校教育に取り入れられています。福島県ではほぼすべての小中学校が加盟しています。



子どもたちへの防災教育
未来を担う子どもたちへ、自然災害の正しい知識と大切な「いのち」を守るための防災教室を県内各地で開催



赤十字活動資金に
あたたかいご協力をお願いします

これら赤十字が行う活動は県内の皆さまからお寄せいただく活動資金に支えられています。

5 未来へつなげる

過去の災害救護で培った経験を忘れずに、未来へつなげていきます

地域防災力の向上

地域の自助・共助の力を高めるため、命を守る知識と技術を伝える救急法や防災セミナーを実施しています

※災害義援金については、全額を被災された皆様にお届けします。



想いの力を、 救う力に。

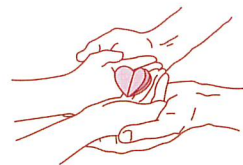


災害や紛争、貧困や感染症で
傷つき苦しんでいる人をなんとしても救いたい。
私たちが動かしているのは、
この強い想いなんだ。
あなたの想いを赤十字と一緒に、
救う力に変えませんか。

赤十字は、 動いている！ with You

ご自身や故人の想いを広く社会に役立てるために

—遺贈・相続寄付のご案内—



日本赤十字社では、遺言書によるご寄付(遺贈)や相続財産からのご寄付を受け付けております。
ご案内パンフレットをお送りしておりますので、ご希望の方は下記までお問い合わせ下さい。

いぞう 遺贈とは

遺言書を作り、遺産の一部を寄付すること。
遺贈のご意思是、遺言書を残すことで初めて実現されます。

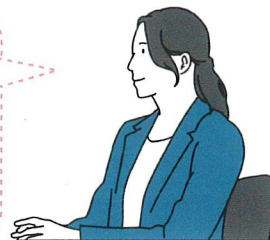
独り身のため、遺言書がないと
財産は国庫に帰属してしまうと
聞き、使い道は自分で決めよう
と思いました。
赤十字は災害時から平時まで
有効に使ってくれようと考え、
決めました。



相続寄付とは

故人の生前の遺志を尊重し、ご遺族の方が相続された財産の
一部を寄付すること。

母が生前に赤十字活動に熱心
だった関係で相続財産を寄付し、
母の名前で感謝状を出してもらい
ました。
母の思いが感謝状として形に残る
のは遺族としてもありがたく、母
もきっと喜んでくれると思います。



日本赤十字社に寄付した財産は、相続税がかかりません

表彰制度のご案内・税制上の優遇措置について

特別社員	 称号付与通知書 一時又は数次(10年以内)に2万円以上のご協力を下さった方	 金色バッジ 一時又は数次(10年以内)に2万円以上のご協力を下さった方	 記念品(三角巾入り赤十字ポーチ)	支部長感謝状	 感謝状 一時又は累計で10万円以上20万円未満のご協力を下さった方
	 銀色有功章 一時又は累計で20万円以上50万円未満のご協力を下さった方	 金色有功章 一時又は累計で50万円以上のご協力を下さった方	 勲章 章記 略章 男性用 女性用		 社長感謝状 金色有功章受章後のご協力が50万円に達した都度(分納額の合算可)

※年間100万円以上のご協力については、国の表彰(厚生労働大臣感謝状、紺綬褒章)がございます。詳しくは当支部までお問合せください。

●日本赤十字社への社費や寄付金に適用される税制上の優遇措置(概要)

納入者区分	区分	関係根拠法令	適用期間	措置の内容
個人	所得税の控除	所得税法第78条第2項第3号	通年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	個人住民税の控除	地方税法施行令第7条の17第3号	通年 (募集金額上限に達した時点で終了)	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%まで)から2千円差し引いた額の10%が寄付者の住民税額から控除されます。(居住地の都道府県支部に寄付の場合のみ適用) ※令和8年度当支部での適用はございません。
	相続税の非課税	相続特別措置法第70条	通年	寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法人	法人税の控除(指定寄付金)	法人税法第37条第3項第2号に基づく財務省告示	4月~9月 (募集金額上限に達した時点で終了)	寄付金の全額が、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	法人税の控除(特定公益増進法人に対する寄付金)	法人税法第37条第4項	通年	通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金の額に算入されます。



「いのちをまもる勇氣 つないだ100年 これからも」

1926年に救急法を含む「衛生講習会」を開始した日本赤十字社の講習事業は令和8年12月に100年を迎えます
戦争や災害救護で蓄積した救命のノウハウを一般市民に普及することから始まった講習は、今もなお一人でも多くのいのちを救うことを目的に続いています。



日本赤十字社福島県支部 〒960-1197 福島市永井川字北原田17

TEL 024-545-7998 お問合せ時間▶9:00~17:30(平日) | <https://www.jrc.or.jp/chapter/fukushima>